

浄化槽本来の機能を発揮させるには、保守点検・清掃などの維持管理を行うことが必要です

＊＊日常の心がけ＊＊（浄化槽を正しく使用しましょう）

●ブロー（モーター）の電源は絶対に切らないこと！

浄化槽は、微生物を利用して浄化処理をしています。ブロー（モーター）の電源を切ったり、故障している状態だと浄化槽内の微生物が死滅し、機能が停止してしまいます。

☞故障した場合は修理や交換をしましょう。

●洗剤等を多量に使用しないこと！

便器や風呂の掃除の際、強力な洗剤等を使用されると、浄化槽内の微生物が死滅してしまいますので、絶対に使わないようにしてください。

●天ぷら油等の流入過多やトイレトーパー以外の異物の流入は避けること！

台所から出る天ぷら油、残飯、調理くず等は流さないようにしてください。

また、トイレではトイレトーパーを使用し、水に溶けにくい紙、タバコの吸いながら、紙おむつ等は流さないでください。

☞油脂類や調理くず等の汚れが食器類に多くついている場合は、キッチンペーパー等で拭いてから洗うだけで、汚水処理の負荷軽減になります。

●浄化槽上部に物を乗せないこと！

マンホールやブローの上には、荷物を置かないでください。

維持管理に支障となるだけでなく、通風を妨げる等浄化効率を落とし、悪臭の原因になります。

また、浄化槽上部のマンホールのふたは、ずれたり外れたりすると大変危険ですので、きちんとしめてください。特にお子様には気をつけてください。

☞マンホールのふたが破損している場合は、土砂や雨水が流入する可能性もありますので、早急に交換しましょう。

＊＊定期的に必要なこと＊＊

●定期的な維持管理を行いましょ！

保守点検、清掃、法定検査は、浄化槽管理者（設置者）により定期的に行うことが法律によって義務づけられています。

☞⇒裏面参照。

＊＊増改築等の注意点＊＊

●増改築等を行う場合は浄化槽の人槽を考慮しましょ！

増改築の工事内容によっては、浄化槽の処理能力不足になり、大きい浄化槽への付替え等が必要になる場合がありますので、事前に相談してください。

【問い合わせ先】

- 浄化槽に係る各種手続きと適正管理については、**生活環境課（☎0848-67-6168）**にご連絡下さい。
- 浄化槽に関する情報は、県の環境情報サイト「eco（エコ）ひろしま」にも掲載しています。

ecoひろしま

検索



2015.5

①保守点検

◎ 浄化槽は定期的な保守点検が必要です。

浄化槽が正しく機能しているかどうかを点検し、良好な状態を維持するため、浄化槽は定期的に保守点検する必要があります。

浄化槽の管理者（設置者）は、県の登録を受けた保守点検業者に保守点検を依頼しましょう。

◎ 保守点検の回数は、国で基準を定めています。

☆ 合併処理浄化槽（し尿と雑排水をあわせて処理する浄化槽）

処理方法	浄化槽の種類	保守点検の回数	左の期間にそれぞれ1回以上
分離接触ばっ気方式 嫌気ろ床接触ばっ気方式 又は脱窒ろ床接触ばっ気方式 活性汚泥方式	1 処理対象人員が20人以下の浄化槽	4 か月間	
	2 処理対象人員が21人以上50人以下の浄化槽	3 か月間	
		1 週間	
回転板接触方式 接触ばっ気方式 又は散水ろ床方式	1 砂ろ過装置、活性炭吸着装置 又は凝集槽を有する浄化槽	1 週間	
	2 スクリーン及び流量調整タンク 又は流量調整槽を有する浄化槽 （1に掲げるものを除く）	2 週間	
	3 1及び2に掲げるもの以外の浄化槽	3 か月間	

☆ 単独処理浄化槽（し尿だけを処理する浄化槽）

処理方法	浄化槽の種類	保守点検の回数	左の期間にそれぞれ1回以上
全ばっ気方式	1 処理対象人員が20人以下の浄化槽	3 か月間	
	2 処理対象人員が21人以上300人以下の浄化槽	2 か月間	
	3 処理対象人員が301人以上の浄化槽	1 か月間	
分離接触ばっ気方式 分離ばっ気方式 又は単純ばっ気方式	1 処理対象人員が20人以下の浄化槽	4 か月間	
	2 処理対象人員が21人以上300人以下の浄化槽	3 か月間	
	3 処理対象人員が301人以上の浄化槽	2 か月間	
散水ろ床方式 平面酸化床方式 又は地下砂ろ過方式		6 か月間	

②清 掃

◎ 浄化槽は毎年1回の清掃が必要です。

（全ばっ気方式の場合は、おおむね6か月ごとに1回以上）

浄化槽は、定期的に清掃する必要があります。

管理者（設置者）は、市の許可を受けた清掃業者に浄化槽の清掃を依頼しましょう。

③法定検査

◎ 浄化槽は年1回の法定検査が必要です。

浄化槽は、保守点検や清掃のほか、年1回の法定検査（水質に関する定期検査【11条検査】）を受ける必要があります。また、浄化槽を新設した場合には、使用を開始して3か月を経過した日から5か月間に法定検査（設置後の水質検査【7条検査】）を受けなければいけません。

管理者（設置者）は、指定検査機関による浄化槽の法定検査を受けましょう。